

研修教材貸出に関する取扱基準

公益財団法人神奈川県市町村振興協会研修課（以下「研修課」という。）では、保有する研修教材（DVD）の貸出を行っています。貸出を希望する場合は次の事項に従い、申込みをしてください。

1 対象団体

- （１）県内市町村（横浜市を除く）
- （２）地方自治法第２８４条第１項に規定する地方公共団体の組合（一部事務組合等）

2 貸出手続き

- （１）貸出を希望する市町村等は、事前に希望する研修教材及び借用期間を研修課に電話で予約してください。
- （２）予約後、別紙「研修教材利用申込書」に必要事項を記入し、研修課へ提出してください。
 - ※ 提出はメール、郵送いずれでも結構です。
 - ※ 利用申込書は、当協会ホームページ>>「申請書等ダウンロード」>>「研修教材利用申込書」でダウンロードできます。

3 貸出期間

原則として１４日間です。

（希望貸出期間が１４日を超える場合は、研修課へご相談ください。）

4 送料

郵送等を希望する場合、貸出時の送料は当協会が負担します。ただし返却時の送料は借用する市町村等が負担してください。

5 研修教材（DVD）の内容については、別途「貸出研修用映像教材（DVD）リスト」でご確認ください。

6 その他

故障等のトラブルがあった場合は、返却時に貸出担当者に申し出てください。